

# 「誰一人取り残さない」企業へ

## 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が注目されるようになってきました。

国際社会では、1999年、当時の国連事務総長であったコフィー・アナンが「国連グローバル・コンパクト」を提唱しました。

グローバル・コンパクトは、企業に対し「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する10原則を実践するよう要請しています。

2011年には、国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が作られ、企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされており、

企業がSDGsに取り組む上でも、人権の尊重はとても重要です。

一部の欧米諸国では、各企業に対し、人権尊重への取組を求める法律を導入する動きもあります。

また、投資家、市民社会、消費者においても、企業に人権尊重を求める意識が高まっており、

企業は、人権を尊重した行動をとることが求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国際社会の要請の高まりを踏まえ、日本政府は、

企業活動における人権尊重の促進を図るため、2020年10月、行動計画を策定しました。

この行動計画は、「ビジネスと人権」という観点から関連施策を明らかにし、企業に対し、

人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入することへの期待を示しました。

## 行動計画の基本的な考え方

政府として、企業活動における人権尊重の促進を図るため、次の5つの点を優先分野として、取組を進めていきます。

- 1 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 2 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 3 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- 4 サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- 5 救済メカニズムの整備及び改善

## 行動計画の策定を通じ目指すもの

国際社会を含む  
社会全体の人権の  
保護・促進

「ビジネスと  
人権」関連政策に係る  
一貫性の確保

日本企業の  
国際的な競争力  
及び持続可能性の  
確保・向上

SDGsの  
達成への貢献